

大分市自治基本条例検討委員会
第5回市民部会

平成22年2月22日(月)14時から
大分市役所 議会棟1階 第1委員会室

次 第

1.開 会

2.議 事

(1)市民に関する事項について(第10回全体会議を踏まえた検討)

(2)その他(次回開催日程等)

他都市における「自治基本条例」の市民部会に関する条文内容

条例名 項目	札幌市自治基本条例 H19. 4. 1施行	宇都宮市自治基本条例 H21. 4. 1施行	高松市自治基本条例 H22. 2. 15施行	熊本市自治基本条例 H22. 4. 1施行予定	北九州市自治基本条例 H22. 4. 1施行予定	函館市自治基本条例 H22. 4. 1施行予定	(仮称)大分市自治基本条例
市民の定義	第1章 総則 (定義) 第2条 この条例において「市民」とは、市内に住所を有する者、市内で働き、若しくは学ぶ者及び市内において事業活動その他の活動を行うもの若しくは団体をいう。	第1章 総則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に住む人並びにそこで学び、及び働く人をいう。 (5) 地域活動団体 地域で自主的に公共的活動を行う、地域ごとに形成された団体をいう。 (6) 非営利活動団体 自主的に公共的活動を行う団体であって、営利を目的とせずに活動する団体(前号に定めるものを除く。)をいう。 (7) 事業者 市内において事業活動を行う企業その他の団体(前2号に定めるものを除く。)をいう。	第1章 総則 (定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する個人およびしない事業を行い、又は活動を行う個人または法人その他の団体をいう。	第1章 総則 (定義) 第2条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。 (1) 住民 本市の区域内に住所を有する者をいいます。 (2) 市民 次のいずれかに該当するものをいいます。 ア 住民 イ 本市の区域内に通勤し、又は通学する者 ウ 本市の区域内で事業を営み、又は活動する個人及び法人その他の団体(以下「事業者、地域団体、市民活動団体等」といいます。)	第1章 総則 (定義) この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者及び学ぶ者、市内に不動産を所有する者並びに市内で事業活動その他活動を行う者及び団体をいう。	第1章 総則 (定義) 第2条 この条例において使用する用語の意義については、次のとおりとします。 (1) 市民 市内に住所を有する者、市内に通勤し、または通学する者および市内で活動する法人その他の団体をいいます。	大分市に住んでいる人、働く人、学ぶ人を市民とし、事業者や地域活動団体等も含む。
市民の権利	第2章 市民 第1節 市民の権利 (まちづくりに参加する権利) 第6条 すべての市民は、まちづくりに参加することができる。 (市政の情報を知る権利) 第7条 すべての市民は、市政に関する情報について、公開又は提供を求めることができる。	第2章 市民の権利及び責務 (市民の権利) 第4条 市民は、個人として尊重され、市民としての幸せを求めている権利を有する。 2 市民は、市政に参画する権利を有する。 3 市民は、平等に行政サービスを受ける権利を有する。	第2章 市民、議会および執行機関の役割と責務 第1節 市民 (市民の知る権利) 第6条 市民は、市政に関する情報について、知る権利を有する。 (市民の参画の権利) 第7条 市民は、人種、信条、性別、社会的身分等にかかわらず、市政および地域のまちづくりに参画する権利を有する。 2 市民は、参画に当たっては、その自主性が尊重されるとともに、参画することまたは参画しないことによって不利益な取扱いを受けない。	第2章 市民、市議会及び市長等の役割 (市民の権利) 第5条 市民は、日本国憲法及び法令に定める権利を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる権利を有します。ただし、法令上保有できないものを除きます。 (1) 市長等及び市議会に対して、情報を求める権利 (2) 市政・まちづくりに参画し、意見を表明し、又は提案する権利	第2章 市民 (自治における市民の権利) 1 市民は、人間として等しく尊重され、幸福な生活を営む権利を有する。 2 市民は、自らの知見及び経験等に基づき得た情報を市政に提供する権利を有するとともに、市が保有する情報を知り、これを活用する権利を有する。 (子どもの権利) 1 子どもは、市民の一員として、それぞれの年齢に応じて自治を担うことができる。 2 子どもは、自治の主体となることを自覚しながら成長できる環境を与えられなければならない。	第5章 市民 (市民の権利及び責務) 第16条 市民は、自由かつ平等にまちづくりに参加する権利を有します。 2 市民は、市が保有する情報について知る権利を有します。	・安心・安全・快適に暮らす権利 ・市の情報を得る権利 ・市民参画をする権利 ・市のサービスを受ける権利 個人情報保護も権利の一つと考えるが、慎重な取扱いをする。
市民の責務	第2節 市民の責務 (市民の責務) 第8条 市民は、互いにまちづくりに参加する権利を尊重し、相互の理解及び協力に基づいてまちづくりを進めるものとする。 2 市民は、まちづくりの主体であることを認識するとともに、まちづくりに参加するよう努めるものとする。 3 市民は、まちづくりに参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持つものとする。	(市民の責務) 第5条 市民は、一人ひとりが互いに助け合い、市政に協力し、公共的活動に積極的にかかわりを持つ責務を負う。 2 市民は、行政サービスに伴う市税等を負担する責務を負う。	(市民の役割と責務) 第8条 市民は、自治の主体として、地域社会の活性化を図るとともに、市政および地域の課題の解決に主体的に取り組むものとする。 2 市民は、参画の機会を積極的に活用するよう努めるとともに、参画に当たっては、公共的な視点に立って、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 3 市民は、法令等の定めるところにより納税等の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する市民は、その行使の機会を生かすように努めるものとする。	(市民の責務) 第6条 市民は、日本国憲法及び法令に定める義務を有するとともに、自治の基本理念を実現するため、次に掲げる責務を果たします。 (1) 市政・まちづくりに積極的に参画し、又は自らまちづくりに取り組むよう努めること。 (2) 市政・まちづくりへの参画に当たっては、自らの発言と行動に責任を持つこと。	(自治における市民の責務) 1 市民は、自治の主体であることを自覚して、「人を大切にするまち」の実現に努めるものとする。 2 市民は、自治の主体としての自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 3 市民は、市政運営に伴う負担を分担するものとする。	(市民の権利および責務) 第16条 3 市民は、まちづくりの主体としての役割を認識し、互いに尊重し、協力してまちづくりを推進するよう努めるものとする。 4 市民は、それぞれができる範囲でまちづくりに参加するよう努めるものとする。 5 市民は、まちづくりに参加する際には、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。	・応分の負担を負う

他都市における「自治基本条例」の市民部会に関する条文内容

条例名 項目	札幌市自治基本条例 H19. 4. 1施行	宇都宮市自治基本条例 H21. 4. 1施行	高松市自治基本条例 H22. 2. 15施行	熊本市自治基本条例 H22. 4. 1施行予定	北九州市自治基本条例 H22. 4. 1施行予定	函館市自治基本条例 H22. 4. 1施行予定	(仮称)大分市自治基本条例	
事業者等の責務	<p>(事業者の責務) 第9条 事業者は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。</p>	<p>第4章 公共的活動 (地域活動団体の役割) 第16条 地域活動団体は、地域内の市民の意見の集約を図り、その地域における公共的課題の解決に努めるものとする。</p> <p>(非営利活動団体の役割) 第17条 非営利活動団体は、自らの公共的活動を行うとともに、他の公共的活動を先導し、及び協力しながら、その補完に努めるものとする。</p> <p>(事業者の役割) 第18条 事業者は、市民の就業と就業時間外の活動との均衡の保持に努め、自らも公共的活動に協力するものとする。 2 事業者は、自然環境及び良好な居住環境が守られるよう配慮するほか、自ら進んで社会的責任を負担しなければならない。</p>		<p>(市民の責務) 第6条 2 事業者、地域団体、市民活動団体等は、その事業又は活動が社会生活に及ぼす影響に十分配慮するとともに、社会との調和に努め、まちづくりに取り組みます。</p>	<p>(事業活動その他の活動を行う者の責務) 事業活動その他の活動を行う者及び団体は、市民自治を担う一員としての責任を認識し、地域社会の維持・発展に寄与するよう努めるものとする。</p>			<p>・事業者及び地域活動団体等は、地域社会を構成する一員としての社会的責任を認識し、地域社会との調和を図り、暮らしやすい地域社会の実現に寄与するよう努めるものとする。(札幌市を参考)</p> <p>・地域の活動に、その地域内の企業等も参加しやすくなる体制を盛り込めれば良い。</p> <p>・地域コミュニティは、大人から子どもへと引き継ぐような継続性が大事である。</p>
その他		<p>(自立及び互助) 第19条 公共的活動の実施に当たっては、自らできることは自らが、身近な地域社会でできることはその中で、互いに話し合い、助け合い、及び連携しながら、率先して行うものとする。</p>					<p>・地域のことは地域で支えあう仕組みづくりが盛り込まれるべき。</p> <p>・地域コミュニティを形成する観点からも「自助・共助・公助」が大事である。</p>	